

令和8年1月1日から

「下請法」は「取適法」へ

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

トラック運送事業に係る取適法の違反情報は、
トラック・物流Gメンまでお寄せください

取適法概要（トラック運送事業に係るもの）

■ 適用対象（取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準）

取引の内容	役務提供委託（運送）、特定運送委託		
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	中小受託事業者	中小受託事業者
	資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む）	
	資本金1千万円超 3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む）	
	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）	

■ 委託事業者の4つの義務と11の禁止事項

4つの義務	11の禁止事項			
01 発注内容の明示義務	01 受領拒否	05 買いたたき	09 不当な経済上の利益提供要請	
02 書類の作成・保存義務	02 支払遅延（手形払の禁止）	06 購入・利益強制	10 不当な給付内容の変更・やり直し	
03 支払期日を定める義務	03 減額	07 報復措置	11 協議に応じない一方的な代金決定	
04 遅延利息の支払義務	04 返品	08 有償支給原材料等の早期決済		

改正ポイント

1

事業所管省庁に、指導・助言権限が付与され、報復措置の禁止に係る情報提供先にも追加されました

2

対象取引に「特定運送委託」が追加されました



トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、物流業界における適正運賃の収受や労働環境の改善を目指し国土交通省が創設した専門部隊です。

長時間の荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行っています。

令和8年1月1日からは、取適法の指導等について公正取引委員会のほか、トラック・物流Gメンも担います。

取適法に係る違反行為情報をお寄せください

取適法に係る違反行為情報も、「目安箱」（荷主等の違反原因行為の通報窓口）へお寄せください。いただいた情報は、国土交通省（トラック・物流Gメン）により、荷主等の委託事業者への是正指導等に活用します。

なお、国土交通省（トラック・物流Gメン）に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすることは禁止されています。

- 包装資材（段ボール）のこすれが発生した際、原因調査を行うことなく、一方的に破損責任を押し付けられ、破損した荷物の買取を要求される。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）
- ○年○月○日に（荷主企業名）へ価格交渉を行ったが、「不満があるならやめてもらって構わない」と応じてもらえず、以来、取引停止を恐れて申し入れることができていない。（第5条第2項第4号【協議に応じない一方的な代金決定】）
- 配送センターへの荷下ろしの際、フォークリフト作業をドライバーが実施するように求められるが、この作業に対価は支払われていないし、保険の制約なども不安。（第4条第2項第3号【不当な経済上の利益要請】）

通報例

[トラック・物流Gメンへの連絡はこちらまで](#)

トラック・物流Gメンサイト [トラック・物流Gメン連絡先](#)



目安箱



[取適法の詳細はこちら](#)

取適法ガイドブック
(公正取引委員会作成)

